

大学機関別認証評価

自己評価書

令和4年6月

群馬大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	7
領域2	内部質保証に関する基準	12
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	29
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	37
領域5	学生の受入に関する基準	42
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	49
	基準の判断 総括表	49
	共同教育学部	50
	情報学部	64
	医学部医学科	78
	医学部保健学科	82
	理工学部	96
	大学教育・学生支援機構	110
	教育学研究科（教職大学院）	124
	社会情報学研究科	128

医学系研究科	132
保健学研究科	136
理工学府	140

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 群馬大学
 (2) 所在地 群馬県前橋市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	共同教育学部、情報学部、医学部医学科、医学部保健学科、理工学部
大学院課程	教育学研究科（教職大学院）、社会情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部5,048人、大学院1,234人
教員数	専任教員数：829人、助手数：2人

2 大学等の目的

【基本理念】

1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。
3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

（群馬大学概要、群馬大学ウェブサイト <https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735>）

【目標】

○教育の目標

1. 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
2. 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協力体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。
3. 学部専門教育においては、教養教育との融合を図りつつ、各専門分野の最新の知見及び技術を修得しうる基礎的能力を育成し、豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。
4. 大学院教育においては、高い倫理観と豊かな学識に立脚し、学部専門教育との関連を視野において、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

○研究の目標

1. 専門分野において独創的な研究を展開するとともに、特に重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点形成する。
2. 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進し、その成果を広く社会に還元する。

○社会貢献等の目標※

1. 地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する。
2. 地域医療を担う中核として医療福祉の向上にあたりとともに、地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
3. 国際的視野の下で教育研究を充実する観点から、留学生の受け入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、海外の大学等との学術交流や教職員の国際交流を進める。

※社会貢献等の「等」は国際交流を含みます。

○大学運営の目標

1. 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、大学構成員の能力を引き出し、自主性、自律性を持って効率的な大学運営に当たる。
2. 大学内での情報共有化と社会に対する大学情報の積極的な発信に努め、学内外への説明責任を果たす。
3. 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させるとともに、大学の諸活動の質的向上を図る。

(群馬大学概要、群馬大学ウェブサイト <https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737>)

【学部・研究科ごとの目的】

(学士課程)

国立大学法人群馬大学組織規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定により設置される群馬大学（以下「本学」という。）は、教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。

（群馬大学学則 第1条第1項）

共同教育学部は、新しい時代の学校教育を担う教員、中でも小学校・中学校・特別支援学校の教員を養成することを主な目的とし、豊かな教養と優れた人格、幅広い実践的な能力を十分に備えた人材を育成する。

（群馬大学共同教育学部規程 第3条第1項）

情報学部は、高度情報化社会において、情報と結びつく多様な分野を融合した学問体系としての情報学の創造に基づいて、情報技術の創出と活用を可能とする知識基盤を備え、持続可能でインクルーシブな社会の発展と課題解決に寄与できる人材を養成し、地域社会や国際社会に貢献することを目的とする。

（群馬大学情報学部規程 第2条第1項）

医学部医学科は、医学と医療が自然科学の上に成り立ち、かつ社会の中で人を対象として行われるものであることを理解し、科学的知(Science)、倫理(Ethics)、技能(Skill)の3つの面(SES)にわたって生涯自己研鑽を続けることができる者であって、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 医師にふさわしい倫理観と責任感を有し、医療チームの中で医師として適切な行動をとることができ、他者と信頼関係を築ける者
- (2) 医師、医学研究者、医学教育者又は医療行政担当者となるために必要な知識を身に付けるとともに、新たな課題にも対応できる問題解決能力を修得した者
- (3) 医学知識に裏打ちされた臨床と研究の能力を修得し、患者により良い医療を提供する能力と、医学や医療の発展に貢献する意欲を備えた者

（群馬大学医学部規程 第3条第1項）

医学部保健学科は、人間として、保健医療の専門職として、確固とした倫理観と豊かな人間性を持ち、保健医療の各分野に求められる社会的使命を果たすことができる者であって、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 保健医療の中核を担うために必要な専門的知識と技術を備え、人間の尊厳を重んじる心を持つ者
- (2) 保健医療の諸課題に対し柔軟な思考、的確な判断によって問題解決ができる者
- (3) チーム医療を担う自覚を有し、関係する人々との相互理解と円滑な協働関係が築ける者
- (4) 社会の多様性・グローバル化に対応できる自己開発力と意欲を持ち、人々の健康に貢献する者

（群馬大学医学部規程 第3条第2項）

理工学部は、人類が進むべき新たな指針を見だし、人と自然との調和のとれた豊かな未来社会を創造するため、高い専門的能力と健全な理念を持ち、地域・社会、日本、そして世界に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（群馬大学理工学部規程 第2条第1項）

(大学院課程)

群馬大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
(群馬大学大学院学則 第2条第1項)

教育学研究科は学部教育を基盤とし、教育・研究の成果を社会へ還元することを目的とし、次の各号に掲げる人材を育成する。

- (1) 優れた教育倫理と豊かな学識を有し、教育諸科学に関する高度な専門的知識・技能及び実践力を備え、教育現場において指導的な役割を担える教員
- (2) 学校教育及び種々の教育的場面における現代的諸課題に対応できる研究開発能力及び実践力を備えた人

(群馬大学大学院教育学研究科規程 第2条第1項)

社会情報学研究科は、人文・社会科学と情報科学に関する学識を兼ね備え、現代社会の多面的な諸問題に対する洞察力をもってその解決に関与できる高度専門職業人及び実践的研究者としての基礎学力の涵養を目指し、社会人再教育と留学生受入れを含めて地域社会や国際社会に貢献することを目的とする。

(群馬大学大学院社会情報学研究科規程 第2条第1項)

医学系研究科修士課程生命医科学専攻は、医学の基礎知識の上に、発展を続ける生命科学を医学との関連において教授することにより、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 自らが研究を立案し遂行することのできる生命医科学研究者及び学際的医学研究者
- (2) 医学と生命科学の関連領域における高度専門職業人

(群馬大学大学院医学系研究科規程 第4条第1項)

博士課程医科学専攻は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 医の科学(Science)、倫理(Ethics)、技能(Skill)の探求とそれらの統合による医学の研究と教育の推進並びに医学と医療をリードする人材の育成
- (2) 疾病の病因究明及び体系的治療戦略の開発を通じての社会への貢献
- (3) 優れた医学の研究者と教育者の育成を通じての社会への貢献
- (4) 高い倫理観と卓越した臨床能力を持つ医療人の育成を通じての社会への貢献

(群馬大学大学院医学系研究科規程 第4条第2項)

保健学研究科博士前期課程は、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 全人的医療を理解し、高度な専門知識と技術を有する者
- (2) 専門分野での教育や研究を実践するための基礎的な能力を有する者
- (3) 地域の保健医療・福祉専門職として活動が実践できる者
- (4) 国際的な保健医療・福祉分野の活動が実践できる者

(群馬大学大学院保健学研究科規程 第3条第1項)

博士後期課程は、次の各号に掲げる人材の育成を目的とする。

- (1) 保健医療・福祉分野で、独創的あるいは学際的な研究が実践できる者
- (2) 保健医療・福祉分野で、高度な教育が実践できる者
- (3) 保健学の高度な専門知識と技術を有し、保健医療・福祉分野での指導者となる者
- (4) 国際的な保健医療・福祉分野で、指導や教育及び研究が実践できる者

(群馬大学大学院保健学研究科規程 第3条第2項)

理工学府は、多様化・複層化が深化する産業活動における諸課題に対して俯瞰的なものの見方と、総合的实践力・独創力を発揮することにより、これらに適切に対処していくことのできる人材、さらに、社会の革新・成長を牽引するリーダーとして社会の各分野で活躍できる実践的かつ独創性を有する高度な研究開発人材を育成することを目的とする。

(群馬大学大学院理工学府規程 第2条第1項)

3 特徴

本学は、昭和24年5月に国立学校設置法により、群馬師範学校、群馬青年師範学校、前橋医学専門学校、前橋医科大学並びに桐生工業専門学校の各旧制の諸学校を包括し、学芸学部、医学部及び工学部の3学部を有する新制の国立総合大学として発足した。創設以来、北関東を代表する総合大学としてその使命を果たすとともに、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、これらを通して地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献している。その主な特徴は次のとおりである。

教育面においては、教育の質的転換を目指した教育方法の改善の取組や、社会の変化を踏まえて本学の特徴を伸ばすための組織の改革を行っている。

令和2年度には、宇都宮大学と共同して、大学間の連携・協働によるスケールメリットを基にシナジー効果を活かし、両大学の強み・専門を組み合わせた高い質と幅の広い専門教育を行うことで、地域が必要としている教員養成への期待に応える教育研究体制の構築を目指して、全国初の共同教育学部を設置した。また、教育学研究科では、社会要請に応じた抜本的改革として、専門職学位課程（教職大学院）を再編・拡充するため、教職リーダーコースの他に、修士課程で培った専門性向上の要素を引き継いだ授業実践コース及び特別支援教育実践開発コースを新たに加え、専門職学位課程（教職大学院）へ一本化した。

令和3年度には、社会情報学部で行ってきた人文科学や社会科学における情報教育と、理工学部電子情報理工学科情報科学コースで行ってきた情報科学の基礎理論から応用技術の情報教育の要素を合わせ、さらに、高度の情報社会に対応できるための統計の基礎、データサイエンス・AIなどの教育も含めた新たな教育研究体制の構築を目指して、情報学部を設置した。また、理工学部では、産業社会構造の変化や地域振興に対応するべく、より幅広い学修体制をとることで分野横断的な教育を強化し、IoT技術や持続可能な社会に向けた課題解決ができる人材の育成を目指して、組織の見直し（改組）を実施した。

なお、超スマート社会（Society5.0）の基盤支援に向けて、情報数理及びデータ科学を中心とした情報学分野の教育を展開するとともに、これらの素養を持った人材の育成及び研究の推進を図ることを目的として、数理データ科学教育研究センターを平成29年度に設置した。数理データ科学研究センターを中心として令和2年度から新入生全員に対して必修科目「データ・サイエンス」を開講しており、この教育プログラムは「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に令和3年8月に認定されている。

さらに、国内外において主体的に活動できるリーダーの育成を目的とした「グローバルフロンティアリーダー（GFL）育成プログラム」を平成27年度から全学展開しており、参加学生の国際会議の参加や学会における受賞など着実に成果を積み上げている。

研究面においては、独創的な研究テーマを本学の強み・特色ある研究として育てるため、「重点支援プロジェクト」として選定し、重点的に支援している。また、未来先端研究機構や生体調節研究所においては国際共同研究を進めており、研究の国際交流の学内における拠点として活動している。平成29年度に次世代モビリティ社会実装研究センター総合研究棟を整備し、平成30年度から本格始動した次世代モビリティ社会実装研究センターにおいては、関連企業との連携や、全国各地での自動運転の実証実験を通じ、地域の移動問題の解決や地域活性化を目指すなど、地域に根差した研究も進めている。

社会貢献等の面においては、地域連携推進室が中心となり、各種公開講座、地域貢献支援事業、こども体験教室などを実施し、地域社会の活性化に貢献している。「りょうもうアライアンス」を活用した県内外の高等教育機関との連携や、産学官金連携推進会議を活用した地域企業等との共同研究などによる社会貢献活動も活発に行うことにより、地域の知の拠点となることを目指した活動を行っている。

また、本学が有する食の安全安心に係る分析機能、生活習慣病の予防開発機能、食品開発・先端加工・製造技術の教育研究機能、食育、健康志向、ブランディングの教育研究機能等、学部の枠と超えた文理の広い教育研究及び地域貢献の機能を活かし、地方自治体及び産業界等と連携して地域産業の振興及び社会における健康増進に寄与することを目的として、食健康科学教育研究センターを平成29年度に設置した。地域連携研究等を実施するとともに、ビッグデータを用いたマーケティング戦略や食品安全管理に関する標準化講座などのリカレント教育を実施している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること</p>	<p>・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要</p>		
	<p>・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）</p>		
	<p>1-1-1-01 社会情報学部社会情報学科の設置に係る別添2-1設置計画の概要</p>		
	<p>1-1-1-02 共同教育学部の設置に係る別記様式第2号（その1の1）基本計画書</p>		
	<p>1-1-1-03 共同教育学部の設置に係る別記様式第2号（その1の2）基本計画書</p>		
	<p>1-1-1-04 教育学研究科教育実践高度化専攻の設置に係る別記様式第2号（その1の1）基本計画書</p>		
	<p>1-1-1-05 情報学部の設置に係る別記様式第2号（その1の1）基本計画書</p>		
	<p>1-1-1-06 理工学部の設置に係る別記様式第2号（その1の1）基本計画書</p>		
	<p>・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料</p>		
	<p>1-1-1-07 国立大学法人宇都宮大学と国立大学法人群馬大学が設置する共同教育学部に関する協定書</p>		
	<p>1-1-1-08 宇都宮大学教育学部と群馬大学教育学部の教育研究活動の連携に関する協定書</p>		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1] 社会情報学部社会情報学科の設置の経緯
 社会情報学部は、情報科学と人文・社会科学との融合のもとで「情報と人間の共存」の在り方を追究することを基本理念とし、平成5年10月に国立大学初の「社会情報学部」として発足した。情報社会の高度化・グローバル化の急激な進展に伴い、社会が求める人材を養成するために、次の知識や能力を学生全員に身に付けさせるため、カリキュラムを体系的に編成し直すこととした。
 1) 高度情報社会の特質を専門的・多角的に読み解く力や問題解決能力
 2) 自ら設定したテーマに沿って調査・研究活動を進め、それを論文や提案として結実させる能力
 3) 情報リテラシーやデータ収集・分析能力、外国語運用能力等
 編成し直したカリキュラムによって学生全員に求められる知識や能力を等しく確実に身に付けさせるためには、従来の伝統的学問分野に専門化した2学科編成では対応できないため、学科の壁を取り除き、柔軟で効果的な対応が可能となる1学科編成とした。

<p>〔分析項目 1-1-1〕 共同教育学部の設置の経緯 約15年先の教員需要の減少を見据え、地域の義務教育課程に責任をもって当たる体制の構築や教員の資質能力向上への要請に応えるため、宇都宮大学と群馬大学の両大学の学長をトップとした協議会及び理事をトップとしたワーキンググループを設置し、教育学部の連携・協力に関する協議を進めた結果、共同教育学部を全国初として設置した。 共同教育課程の構築を基に、そのスケールメリット・シナジー効果を活かし、教員養成機能の強化と教員養成教育の質の着実な向上を図ることや、両大学双方の専門分野の強み、特色を組み合わせた高い質と幅広い教育カリキュラムを基に、次代の地域の義務教育課程を担う教員を養成すること、地域の義務教育課程、教員研修体制に対して責任を持つ組織体制・実施体制を安定して維持していくことを目的としている。</p>				
<p>〔分析項目 1-1-1〕 教育学研究科教育実践高度化専攻の設置の経緯 新学習指導要領と群馬県の教員育成指標の策定、群馬県教育委員会との意見交換を受け、教科教育実践や特別支援教育実践に係る学修ニーズに応え、地域の学校教育を支える知の拠点を構築することを目的として、教職大学院の拡充を行い、修士課程は廃止することとした。 これまでの教職大学院においては「教職リーダー専攻」が新人教員とスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成を担ってきたが、新たに教科教育及び特別支援教育の研究者教員と実務家教員を配置し、学生の多様な学習ニーズに対応できる専攻とするために「教育実践高度化専攻」とした。そして、「教職リーダー専攻」の中心的な機能を引き継いで現職教員をミドルリーダーやメンターとして育成する「教職リーダーコース」、教科領域における高度な学習指導について学ぶ「授業実践開発コース」、特別支援教育実践の高度化について学ぶ「特別支援教育実践開発コース」の3コースを設置した。</p>				
<p>〔分析項目 1-1-1〕 情報学部の設置の経緯 情報を基軸として、Society5.0を支え、IoT、ビッグデータ、統計的解析手法等のスキルをもち、科学技術と人間社会の調和が求められる持続可能社会の実現において、人文科学、社会科学と自然科学の双方に精通した人材を育成するとともに、実データによる地域社会やグローバル社会の課題解決と価値創造の実践を図ることを目的として、情報学部を設置した。 設置に当たっては、人文社会科学から情報学にアプローチし、主にコミュニケーション・メディア分野における学問を担ってきた社会情報学部（平成5年設置）と、伝統的に情報処理・通信分野、計算機科学に強く、コンピュータ、情報通信、マルチメディア、医療機器、電子デバイス、ハイブリッドカー、太陽電池などの技術の基礎をなすエレクトロニクスと情報科学の分野における学問を担ってきた理工学部電子情報理工学科の情報科学コースをバックグラウンドとして、双方の機能を統合させた、文理融合の教育研究組織とした。</p>				
<p>〔分析項目 1-1-1〕 理工学部の改組の経緯 対象の多様性を理解し、異分野との融合・学際領域での課題解決を推進できる人材を育成する教育体制を構築することを通じて、Society5.0への社会実装、SDGs達成への社会変革を進めることのできる人材を養成することを目的として、改組を実施した。 平成25年度に工学部から理工学部へ改組を行い、5学科6教育プログラム体制としたが、令和3年度の改組では、課程に相当する類とし、2類8教育プログラム体制に再構築した。 類を設け、その下に教育プログラムを置く教育組織とすることで、分野横断的教育を推進する。また、専門教育に入るプログラム分けを遅くし、分野に依存しない基盤教育をさらに充実するとともに、高学年におけるPBL教育・プロジェクト教育を強化した。また、工学基礎教育の強化のための専門共通科目を設けるとともに、県内の食品工学の教育に対する期待に応えるため、物質・環境類（食品工学プログラム）を設置した。</p>				
<p>〔分析項目 1-1-1〕 「1-1-1-10_宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議規程」は、基準日である令和4年5月1日以降に改正を行ったため、改正後の規程に基づき分析を行った。</p>				
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>				
<table border="1" style="width:100%; height:50px;"> <tr> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> </tr> </table>				
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>				
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>				
<p>【改善を要する事項】</p>				

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第2条の2	
	1-3-1-02 群馬大学学術研究院規則		
	1-3-1-03 大学教員の定数配分に係る基本指針		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第2条の2, 第3条	再掲
	1-3-1-04 群馬大学大学院学則	第4条	
	1-3-1-05 群馬大学医学部規程	第2条	
	1-3-1-06 群馬大学医学部学科長規程	第2条	
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
1-3-1-07 学部長等（群馬大学HP）			
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01 群馬大学教授会規則		
	1-3-2-02 学長が教授会の意見を聴く事項について		
	1-3-2-03 群馬大学共同教育学部教授会規程		
	1-3-2-04 群馬大学情報学部教授会規程		
	1-3-2-05 群馬大学医学部教授会規程		
	1-3-2-06 群馬大学医学部学科会議規程		
	1-3-2-07 群馬大学理工学部教授会規程		
	1-3-2-08 群馬大学大学院教育学研究科教授会規程		
	1-3-2-09 群馬大学大学院社会情報学研究科教授会規程		
	1-3-2-10 群馬大学大学院医学系研究科教授会規程		
	1-3-2-11 群馬大学大学院保健学研究科教授会規程		
1-3-2-12 群馬大学大学院理工学府教授会規程			

[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1-3-1] 「1-3-1-02_群馬大学学術研究院規則」は、基準日である令和4年5月1日以降に改正を行ったため、改正後の規則に基づき分析を行った。			
[分析項目 1-3-2] 医学部については、医学科会議14回、保健学科会議13回開催しており、医学部教授会規程第4条に基づき、学科会議での議決をもって教授会の議決としているため、医学部教授会の開催実績が年2回となっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 群馬大学における内部質保証に関する方針		
	2-1-1-02 国立大学法人群馬大学役員会規則		
	1-3-3-01 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-03 国立大学法人群馬大学評価規則		
	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 群馬大学における内部質保証に関する方針	2, 別表第2	再掲
	2-1-2-01 群馬大学における教育の内部質保証に関する方針		
	2-1-2-02 群馬大学共同教育学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-2-03 群馬大学大学院教育学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-2-04 群馬大学情報学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-2-05 群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-2-06 群馬大学医学部医学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
2-1-2-07 群馬大学大学院医学系研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項			
2-1-2-08 群馬大学医学部保健学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項			

2-1-2-09 群馬大学大学院保健学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
2-1-2-10 群馬大学理工学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
2-1-2-11 群馬大学大学院理工学府の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
2-1-2-12 群馬大学教養教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
2-1-2-13 群馬大学大学教育・学生支援機構規則		
2-1-2-14 群馬大学大学教育・学生支援機構教育アセスメント委員会規程		
2-1-2-15 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター規程		
2-1-2-16 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会内規		
2-1-2-17 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター大学院教務委員会内規		
2-1-2-18 群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科評価委員会規程		
2-1-2-19 群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科内部質保証・認証評価専門委員会に関する申合せ		
2-1-2-20 群馬大学共同教育学部教務委員会内規		
2-1-2-21 群馬大学大学院教育学研究科教務委員会内規		
2-1-2-22 群馬大学情報学部評価委員会規程		
2-1-2-23 群馬大学情報学部教務委員会内規		
2-1-2-24 群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科評価委員会規程		
2-1-2-25 群馬大学社会情報学部教務委員会内規		
2-1-2-26 群馬大学大学院社会情報学研究科学務委員会内規		
2-1-2-27 群馬大学医学部医学科カリキュラム評価委員会内規		
2-1-2-28 群馬大学医学部教務委員会部会内規		
2-1-2-29 群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター教育研究部門内規		
2-1-2-30 群馬大学大学院医学系研究科教務委員会内規		
2-1-2-31 群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター部門内規		
2-1-2-32 群馬大学大学院保健学研究科附属研究・教育センター評価部門内部質保証に関する評価委員会に係る申合せ		
2-1-2-33 保健学科教育課程等に関する申合せ		
2-1-2-34 群馬大学大学院保健学研究科教務委員会規程		

	2-1-2-35 群馬大学大学院理工学府及び理工学部評価委員会規程		
	2-1-2-36 群馬大学理工学部教務委員会規程		
	2-1-2-37 群馬大学大学院理工学府教務委員会規程		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
	2-1-2-38 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部に係る全体としての教育研究活動の状況報告書		
	2-1-2-39 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ		
	2-1-2-40 成績分布の組織的な確認について(非公表)		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 群馬大学における内部質保証に関する方針	2, 別表第1	再掲
	2-1-3-01 群馬大学における学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-3-02 群馬大学における留学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-3-03 群馬大学における学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-3-04 群馬大学における教育研究等に関する施設の内部質保証に係る実施要項		
	2-1-3-05 群馬大学における情報設備、図書館運営の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	2-1-3-06 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター規程		
	2-1-3-07 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター運営委員会内規		
	2-1-3-08 群馬大学国際センター規程		
	2-1-3-09 群馬大学国際センター国際交流委員会内規		
	2-1-3-10 群馬大学大学教育・学生支援機構アドミッションセンター規程	第7条	
	2-1-3-11 国立大学法人群馬大学施設・環境推進室規程		
	2-1-3-12 国立大学法人群馬大学における施設の管理運営に関する規則		
2-1-3-13 群馬大学総合情報メディアセンター規則			
2-1-3-14 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-1-2] 基準日である令和4年5月1日以降に改正した資料に基づき分析を行った。			
[分析項目2-1-3] 基準日である令和4年5月1日以降に改正した規程に基づき分析を行った。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-2-1-01 群馬大学における内部質保証による自己点検・評価の点検・評価事項について		
	2-1-2-01 群馬大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	2-2-1-02 群馬大学の各教育課程の学位授与方針、教育課程方針及び学位に対する学修成果の達成水準に係る自己点検・評価及び改善実施要項		
	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-1-01 群馬大学における内部質保証による自己点検・評価の点検・評価事項について		再掲
	2-1-2-01 群馬大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-2-1-02 群馬大学の各教育課程の学位授与方針、教育課程方針及び学位に対する学修成果の達成水準に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-02 群馬大学共同教育学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-03 群馬大学大学院教育学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-04 群馬大学情報学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-05 群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-06 群馬大学医学部医学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-07 群馬大学大学院医学系研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-08 群馬大学医学部保健学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
2-1-2-09 群馬大学大学院保健学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲	
2-1-2-10 群馬大学理工学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲	
2-1-2-11 群馬大学大学院理工学府の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲	

	2-1-2-12 群馬大学教養教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-3-01 群馬大学における学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-02 群馬大学における留学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-03 群馬大学における学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-04 群馬大学における教育研究等に関する施設の内部質保証に係る実施要項		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-1-3-05 群馬大学における情報設備、図書館運営の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-4-01 教育方法等改善のための意見聴取実施概要		
	2-1-3-01 群馬大学における学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-02 群馬大学における留学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-03 群馬大学における学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-04 群馬大学における教育研究等に関する施設の内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-3-05 群馬大学における情報設備、図書館運営の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-2-1-02 群馬大学の各教育課程の学位授与方針、教育課程方針及び学位に対する学修成果の達成水準に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-02 群馬大学共同教育学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-03 群馬大学大学院教育学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-04 群馬大学情報学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-05 群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
2-1-2-06 群馬大学医学部医学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲	

	2-1-2-07 群馬大学大学院医学系研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-08 群馬大学医学部保健学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-09 群馬大学大学院保健学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-10 群馬大学理工学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-11 群馬大学大学院理工学府の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-12 群馬大学教養教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 群馬大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-2-1-01 群馬大学における内部質保証による自己点検・評価の点検・評価事項について		再掲
	2-1-2-01 群馬大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-3-01 群馬大学における学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-02 群馬大学における留学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-03 群馬大学における学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-04 群馬大学における教育研究等に関する施設の内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-3-05 群馬大学における情報設備、図書館運営の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-2-1-02 群馬大学の各教育課程の学位授与方針、教育課程方針及び学位に対する学修成果の達成水準に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-02 群馬大学共同教育学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-03 群馬大学大学院教育学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-04 群馬大学情報学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-05 群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲

	2-1-2-06 群馬大学医学部医学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-07 群馬大学大学院医学系研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-08 群馬大学医学部保健学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-09 群馬大学大学院保健学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-10 群馬大学理工学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-11 群馬大学大学院理工学府の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-12 群馬大学教養教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 群馬大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-2-1-01 群馬大学における内部質保証による自己点検・評価の点検・評価事項について		再掲
	2-1-2-01 群馬大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-3-01 群馬大学における学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-02 群馬大学における留学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-03 群馬大学における学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-04 群馬大学における教育研究等に関する施設の内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-3-05 群馬大学における情報設備、図書館運営の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-2-1-02 群馬大学の各教育課程の学位授与方針、教育課程方針及び学位に対する学修成果の達成水準に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-02 群馬大学共同教育学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-03 群馬大学大学院教育学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-04 群馬大学情報学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲

	2-1-2-05 群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-06 群馬大学医学部医学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-07 群馬大学大学院医学系研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-08 群馬大学医学部保健学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-09 群馬大学大学院保健学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-10 群馬大学理工学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-11 群馬大学大学院理工学府の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-12 群馬大学教養教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 群馬大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-2-1-01 群馬大学における内部質保証による自己点検・評価の点検・評価事項について		再掲
	2-1-2-01 群馬大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-3-01 群馬大学における学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-02 群馬大学における留学生支援の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-03 群馬大学における学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-3-04 群馬大学における教育研究等に関する施設の内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-3-05 群馬大学における情報設備、図書館運営の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-2-1-02 群馬大学の各教育課程の学位授与方針、教育課程方針及び学位に対する学修成果の達成水準に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-02 群馬大学共同教育学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-03 群馬大学大学院教育学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-04 群馬大学情報学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲

	2-1-2-05 群馬大学社会情報学部及び大学院社会情報学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-06 群馬大学医学部医学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-07 群馬大学大学院医学系研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-08 群馬大学医学部保健学科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-09 群馬大学大学院保健学研究科の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-10 群馬大学理工工学部の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-11 群馬大学大学院理工学府の教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
	2-1-2-12 群馬大学教養教育課程における教育内容、方法等に係る自己点検・評価及び改善実施要項		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [基準2-2] 基準日である令和4年5月1日以降に改正した資料に基づき分析を行った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 医学部医学科・医学系研究科 学位授与方針・教育課程方針		
	2-3-1-02 教育学研究科 学位授与方針・教育課程方針		
	2-3-1-03 社会情報学研究科 学位授与方針・教育課程方針		
	2-3-1-04 保健学研究科 学位授与方針・教育課程方針		
	2-3-1-05 理工学府 学位授与方針・教育課程方針		
	2-3-1-06 教育学研究科カリキュラムツリー		
	2-3-1-07 医学系研究科生命医科学専攻カリキュラムツリー		
	2-3-1-08 医学系研究科医科学専攻カリキュラムツリー		
	2-3-1-09 保健学研究科博士前期課程カリキュラムツリー		
	2-3-1-10 保健学研究科博士後期課程カリキュラムツリー		
	2-3-1-11 群馬大学大学院医学系研究科規程		
	2-3-1-12 医学系研究科生命医科学専攻新入生ガイダンス資料(非公表)	p. 11	
	2-3-1-13 医学系研究科医科学専攻学習要項ガイダンス資料(非公表)	p. 4	
	2-3-1-14 医学系研究科生命医科学専攻研究指導計画書		
	2-3-1-15 医学系研究科医科学専攻研究指導計画書		
	2-3-1-16 群馬大学大学院保健学研究科規程		
	2-3-1-17 群馬大学大学院保健学研究科博士前期課程における特別研究の指導に関する申合せ		
	2-3-1-18 群馬大学大学院保健学研究科博士後期課程における特別研究の指導に関する申合せ		
	2-3-1-19 保健学研究科博士前期課程履修の手引き(抜粋)		
	2-3-1-20 保健学研究科博士後期課程履修の手引き(抜粋)		
	2-3-1-21 保健学研究科研究指導計画書(実施経過・実績報告書)		
	2-3-1-22 群馬大学大学院理工学府規程		
	2-3-1-23 理工学府博士前期課程における指導教員についての申合せ		
2-3-1-24 理工学府博士後期課程における指導教員についての申合せ			
2-3-1-25 理工学府博士前期課程学生の研究指導にあたる准教授の資格と指導の範囲に関する申合せ			

	2-3-1-26 理工学府博士前期課程研究計画書		
	2-3-1-27 理工学府博士後期課程研究計画書		
	2-3-1-28 群馬大学大学院 成績評価基準		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-3-01 群馬大学医学部医学科カリキュラム検討委員会内規 2-3-3-02 令和3年度第1回医学部医学科カリキュラム検討委員会議事要旨(非公表) 2-3-3-03 令和2年度教職員と医学科学友会による懇談会 2-3-3-04 令和元年度第2回群馬大学医学部保健学科学友会との懇談会	第2条, 第3条	
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果 2-3-4-02 教職大学院認証評価 群馬大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻認証評価結果 2-3-4-03 医学教育分野別評価 群馬大学医学部医学科評価報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-4] 第三者による評価を通じて教育課程の自己点検・評価を行うことについて、大学の内部質保証に関する考え方や実際の成果「群馬大学における内部質保証に関する方針」に基づき、機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を自己点検・評価に活用することとしている。本学では法律に基づき、国立大学法人評価、大学機関別認証評価、専門職大学院認証評価（教職大学院）を受審している。また、医学部は日本医学教育評価機構の審査を受けている。評価結果については、関係部署に確認を行い、業務改善等に活用している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-4-1-01 学内組織の改組手続きの明確化について(非公表)		
	2-1-1-01 群馬大学における内部質保証に関する方針		再掲
	2-4-1-02 国立大学法人群馬大学経営戦略本部戦略企画会議内規	第2条	
	2-1-1-02 国立大学法人群馬大学役員会規則	第2条	再掲
	1-3-3-01 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則	第2条	再掲
	2-4-1-03 国立大学法人群馬大学経営協議会規則	第2条	
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-04 平成27年度第3回役員会記録(社会情報学部社会情報学科の設置)(非公表)	4(2)	
	2-4-1-05 平成27年度第1回教育研究評議会記録(社会情報学部社会情報学科の設置)	IV 2(9)②	
	2-4-1-06 平成27年度第1回経営協議会記録(社会情報学部社会情報学科の設置)	IV 1(3)	
	2-4-1-07 平成30年度第2回経営協議会記録(共同教育学部の設置・教育学研究科教育実践高度化専攻の設置・情報学部の設置・理工学部の改組)	IV 1(1)	
	2-4-1-08 平成30年度第6回教育研究評議会記録(共同教育学部の設置・教育学研究科教育実践高度化専攻の設置・情報学部の設置・理工学部の改組)	IV 1(1)	
	2-4-1-09 平成30年度第23回役員会記録(共同教育学部の設置・教育学研究科教育実践高度化専攻の設置・情報学部の設置・理工学部の改組)(非公表)	4(1)	
	2-4-1-10 平成30年度第2回経営協議会資料(教育学研究科教育実践高度化専攻の設置)(非公表)		
	2-4-1-11 平成30年度第6回教育研究評議会資料(教育学研究科教育実践高度化専攻の設置)(非公表)		
	2-4-1-12 平成31年度第2回教育研究評議会記録(教育学研究科教育実践高度化専攻の設置)	IV 1(2)	
	2-4-1-13 平成31年度第3回役員会記録(教育学研究科教育実践高度化専攻の設置)(非公表)	4(3)	
	2-4-1-14 平成31年度第3回役員会資料(教育学研究科教育実践高度化専攻の設置)(非公表)	1(2)	
	2-4-1-15 平成30年度第40回役員会記録(情報学部の設置・理工学部の改組)(非公表)	4(1)	
2-4-1-16 平成30年度第40回役員会資料(情報学部の設置・理工学部の改組)(非公表)			
2-4-1-17 平成30年度第10回教育研究評議会記録(情報学部の設置・理工学部の改組)	IV 1報告事項(1)		
2-4-1-18 平成30年度第4回経営協議会記録(情報学部の設置・理工学部の改組)	IV 2(1)		
2-4-1-19 令和元年度第10回教育研究評議会記録(情報学部の設置・理工学部の改組)	IV 1(5)		
2-4-1-20 令和元年度第31回役員会記録(情報学部の設置・理工学部の改組)(非公表)			

2-4-1-21 令和元年度第5回経営協議会記録（情報学部の新設・理工学部の改組）

IV 2 (3) ②

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

【分析項目2-4-1】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しについては、令和3年9月に「2-4-1-01_学内組織の改組手続きの明確化について」を決定した。決定される以前における学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しについては、規則に基づき、役員会、教育研究評議会及び経営協議会にて検証を行っていたため、「新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料」として、各議事録を提出する。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）			
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）			
	・明文化された規定類			
	2-5-1-01 国立大学法人群馬大学人事の方針(非公表)			
	2-5-1-02 国立大学法人群馬大学大学教員の資格に関する規則(非公表)			
	2-5-1-03 国立大学法人群馬大学教職員任免規則(非公表)	第10条の2		
	2-5-1-04 群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科教員の選考に関する内規(非公表)			
	2-5-1-05 群馬大学情報学部における教員採用に関する申合せ(非公表)			
	2-5-1-06 群馬大学大学院医学系研究科教員選考規程(非公表)			
	2-5-1-07 群馬大学大学院医学系研究科における研究指導教員及び授業担当教員の適格審査に関する申合せ(非公表)			
	2-5-1-08 群馬大学大学院医学系研究科における研究指導教員及び授業担当教員の適格審査基準(非公表)			
	2-5-1-09 保健学研究科教授等の選考に関する申合せ(非公表)			
	2-5-1-10 群馬大学大学院保健学研究科博士前期課程の単位認定者(授業担当)等の選考に関する申合せ(非公表)			
	2-5-1-11 群馬大学大学院保健学研究科博士後期課程の単位認定者(授業担当)等の選考に関する申合せ(非公表)			
	2-5-1-12 大学院理工学府教員採用基準(非公表)			
	2-5-1-13 大学院理工学府専任教員D〇合・D合教員審査基準(非公表)			
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
	2-5-1-14 共同教育学部及び教育学研究科教員公募要領(非公表)			
2-5-1-15 共同教育学部及び教育学研究科教員採用・昇任審査資料(非公表)				
2-5-1-16 情報学部教員公募要領(非公表)				
2-5-1-17 情報学部教員公募様式(非公表)				
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料				
2-5-1-14 共同教育学部及び教育学研究科教員公募要領(非公表)			再掲	
2-5-1-15 共同教育学部及び教育学研究科教員採用・昇任審査資料(非公表)			再掲	
2-5-1-18 医学系研究科教員公募要領(非公表)				

	2-5-1-19 医学系研究科教員公募様式(非公表)		
	2-5-1-20 保健学研究科教員公募要項(非公表)		
	2-5-1-21 保健学研究科教員公募様式(非公表)		
	2-5-1-22 理工学府教員公募要領(非公表)		
	2-5-1-23 理工学府教員公募様式(非公表)		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類 2-5-2-01 国立大学法人群馬大学教員業績評価実施要項(非公表)	第2, 第3, 第5, 第6, 第7	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-01 国立大学法人群馬大学教員業績評価実施要項(非公表)		再掲
	2-5-2-02 平成30年度 教員評価結果（平成31年度実施）(非公表)		
	2-5-2-03 令和元年度 教員業績評価結果（令和2年度実施）(非公表)		
	2-5-2-04 令和2年度 教員業績評価結果（令和3年度実施）(非公表)		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-3-01 国立大学法人群馬大学教員業績評価結果の処遇への反映に関する要項(非公表)		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-01 国立大学法人群馬大学教員業績評価実施要項(非公表)		再掲
	2-5-2-02 平成30年度 教員評価結果（平成31年度実施）(非公表)		再掲
	2-5-2-03 令和元年度 教員業績評価結果（令和2年度実施）(非公表)		再掲
	2-5-2-04 令和2年度 教員業績評価結果（令和3年度実施）(非公表)		再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 機構図		

	2-5-5-02 国立大学法人群馬大学事務組織規程	第16条, 第17条, 第18条, 第19条, 第27条, 第29条	
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 国立大学法人群馬大学ティーチング・アシスタント実施要項		
<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 国立大学法人群馬大学ティーチング・アシスタント実施要項		再掲
	2-5-6-01 群馬大学共同教育学部齊一授業補助員研修用資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目2-5-6】 TAについては個々の教員の下で指導をしている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
<p>【活動取組2-5-A】 新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機に際して、双方向オンライン授業を円滑に実施するために、令和2年度の前期授業開始前までに教職員によるオンライン授業実施推進チームを編成し、教員・学生向けに「オンライン授業実施のためのガイドライン」を作成するとともに、オンライン授業をサポートするためのポータルサイトを開設したほか、ICT機器の使用手法等に関する研修を実施することで、令和2年4月20日から全学的に双方向でのオンライン授業を開始した。また、令和2年度前期終了後に教職員のオンライン授業改善のためのFD講演会を開催し、計347名が参加した。</p>	2-5-A-01 ICT機器の使用手法等に関する研修		
	2-5-A-02 オンライン授業改善のためのFD講演会		
	2-5-A-03 オンライン授業ポータルサイト		
	2-5-A-04 オンライン授業の実施のためのガイドライン(非公表)		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機に際して、双方向オンライン授業を円滑に実施するために、令和2年度の前期授業開始前までに教職員によるオンライン授業実施推進チームを編成し、ガイドラインの作成やポータルサイトの開設のほか、ICT機器の使用手法等に関する研修を実施することで、令和2年4月20日から全学的に双方向でのオンライン授業を開始した。</p>			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 令和3事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 令和3年度監査報告書 3-1-1-03 令和3年度独立監査人の監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 乖離理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	2-5-5-01 機構図		再掲
	3-2-1-01 国立大学法人群馬大学組織規則		
	2-1-1-02 国立大学法人群馬大学役員会規則		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則		再掲
	2-4-1-03 国立大学法人群馬大学経営協議会規則		再掲
	3-2-1-02 群馬大学副学長に関する規程		
	3-2-1-03 国立大学法人群馬大学執行役員に関する規程		
	3-2-1-04 国立大学法人群馬大学執行役員会議規則		
	2-4-1-02 国立大学法人群馬大学経営戦略本部戦略企画会議内規		再掲
・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料			
・役職者の名簿			
3-2-1-05 役職者名（役員・執行役員・副学長等）			
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-02 国立大学法人群馬大学事務組織規程		再掲
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-01 機構図		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人群馬大学監事監査規則		
	3-5-1-02 国立大学法人群馬大学監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和3年度の監事監査計画書		
	3-5-1-04 令和3年度業務監査意見書(非公表)		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 第18期（令和3事業年度）監査計画説明書(非公表)		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-5-2-02 第18期（令和3事業年度）監査結果説明書(非公表)		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 国立大学法人群馬大学内部統制規程	第8条第3項	
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 国立大学法人群馬大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和3年度内部監査報告書（業務管理）(非公表)		
	3-5-3-04 令和3年度内部監査報告書（ハラスメント防止体制等）(非公表)		
	3-5-3-05 令和3年度内部監査報告書（会計）(非公表)		
3-5-3-06 令和3年度内部監査報告書（総合）(非公表)			
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和3年度会計監査人と学長のディスカッション(非公表)		
	3-5-4-02 令和3年度第1回監査法人と監事・監査室との意見交換(非公表)		
	3-5-4-03 令和3年度第2回監査法人と監事・監査室との意見交換(非公表)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）中央図書館		
	4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）医学図書館		
	4-1-5-03 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）理工学図書館		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 群馬大学学生相談室規程			
	2-1-3-06 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター規程	第3条	再掲	
	4-2-1-02 群馬大学大学教育・学生支援機構健康支援総合センター規程	第3条		
	4-2-1-03 心理カウンセリング実施要項			
	4-2-1-04 国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則	別表第1		
	4-2-1-05 令和3年度キャリアカウンセリングの実施について			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-06 国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則	第9条		
	4-2-1-07 国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント防止対策委員会規程	第2条		
	4-2-1-08 国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント調査委員会規程	第2条		
	4-2-1-09 国立大学法人群馬大学ハラスメント問題解決のためのガイドライン			
	4-2-1-10 国立大学法人群馬大学ハラスメント・ホットラインの案内			
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-11 令和3年度学生便覧	p. 44, 48~49, 57~59		
	4-2-1-12 群馬大学ウェブサイト 学生相談			
	4-2-1-13 群馬大学健康支援総合センターウェブサイト			
	4-2-1-14 群馬大学ウェブサイト 就職相談(キャリアカウンセリング)			
4-2-1-15 キャリアサポート室案内				
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1-16 令和3年度学生相談実態調査報告書				
4-2-1-17 令和3年度からだの健康相談・こころの健康相談の対応内容				
4-2-1-18 令和3年度公認心理師（非常勤）による心理カウンセリング報告				
4-2-1-19 令和3年度キャリアカウンセリング相談件数				
4-2-1-20 ハラスメント相談件数				

	4-2-1-21 2021年度 専任教員による留学生相談業務に関する報告		
	4-2-1-22 2021年度 留学生相談室業務に関する報告		
	4-2-1-23 障害学生の相談実績		
[分析項目 4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目 4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況 ・ 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-01 外国人留学生ガイドブック		
[分析項目 4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況		
[分析項目 4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5） 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧 ・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-1-11 令和3年度学生便覧 4-2-5-01 群馬大学ウェブサイト 奨学金 4-2-5-02 教務システムお知らせ掲示資料 ・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-03 令和3年度日本学生支援機構奨学生数（学部・研究科別内訳） ・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 4-2-5-04 群馬大学基金における経済的困窮学生に対する修学支援金給付事業計画 4-2-5-05 群馬大学基金における令和3年度修学支援金給付者一覧 ・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 4-2-5-06 群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 4-2-5-07 令和3年度入学料・授業料免除及び徴収猶予実施状況 ・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 4-2-5-08 群馬大学ウェブサイト 学生寮 4-2-5-09 学生寮稼働率調	p. 36~41	再掲
		第2条～第6条、 第13条～第16条	

	<p>・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料</p>	
	<p>4-2-5-10 群馬大学緊急学生支援奨学金募集要項</p>	
	<p>4-2-5-11 群馬大学「食」に対する支援の実施</p>	
<p>【特記事項】</p>		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>		
<p>【活動取組4-2-A】 全国的な手話通訳者不足に対応するとともに特別支援教育における実践力を高めるために、平成29年度から「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業を実施しており、令和元年度からは、ろう重複障害者の支援者養成も行うカリキュラムを開始した。令和2年度末には4年目を終え、第1期生を社会に送り出した（手話通訳者養成カリキュラム修了者35名、群馬県登録手話通訳者2名、盲ろう者向け通訳・介助者養成カリキュラム修了者6名）。 令和3年度からは、これまでの事業をさらに発展させるべく、遠隔通信技術を活用し、全国的に不足している手話に関わる専門職の育成に取り組む「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」事業を開始している。</p>	<p>4-2-A-01 「聴覚障害に関わる支援人材育成を目的とした遠隔手話教育システムの構築」パンフレット</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】 障害のある学生に対する支援を実施するとともに、全国的に不足している手話通訳者等の育成に継続して取り組んでいる。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 群馬大学アドミッションポリシー		
	5-1-1-02 共同教育学部・教育学研究科アドミッションポリシー		
	5-1-1-03 情報学部・社会情報学研究科アドミッションポリシー		
	5-1-1-04 医学部医学科・医学系研究科アドミッションポリシー		
	5-1-1-05 医学部保健学科・保健学研究科アドミッションポリシー		
	5-1-1-06 理工学部・理工学府アドミッションポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 群馬大学入学試験管理運営規則(令和4年3月31日まで)(非公表)	第2条, 第10条	
	5-2-1-02 群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科入学試験委員会内規(令和4年3月31日まで)(非公表)	第3条	
	5-2-1-03 群馬大学情報学部入学試験委員会内規(非公表)	第2条	
	5-2-1-04 群馬大学医学部入学試験委員会規程(非公表)	第2条	
	5-2-1-05 群馬大学医学部入学試験委員会部会内規(非公表)	第2条	
	5-2-1-06 群馬大学理工学部入学試験委員会規程(非公表)	第2条	
	5-2-1-07 群馬大学大学院社会情報学研究科科学務委員会内規(令和4年5月31日まで)(非公表)	第2条	
	5-2-1-08 群馬大学大学院医学系研究科教務委員会内規(令和4年5月31日まで)(非公表)	第2条	
	5-2-1-09 群馬大学大学院保健学研究科入学試験委員会規程(非公表)	第2条	
	5-2-1-10 群馬大学大学院理工学府教務委員会規程(令和4年5月31日まで)(非公表)	第2条	
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-11 群馬大学入学試験に係る確認対応ガイドライン(非公表)		
	5-2-1-12 2022年度群馬大学一般選抜等実施要項 一般選抜・私費外国人留学生・帰国生(医学科のみ)(非公表)		
	5-2-1-13 2022年度群馬大学特別選抜実施要項 学校推薦型・帰国生(医学科以外)・社会人(情報・保健)(非公表)		
	5-2-1-14 【共同教育学部】2022年度実施細目 一般選抜・私費外国人留学生(非公表)		
	5-2-1-15 【共同教育学部】2022年度実施細目 学校推薦型選抜・帰国生(非公表)		
	5-2-1-16 【情報学部】2022年度実施細目 一般選抜前期日程・私費外国人留学生(非公表)		
	5-2-1-17 【情報学部】2022年度実施細目 一般選抜後期日程(非公表)		
	5-2-1-18 【情報学部】2022年度実施細目 学校推薦型・帰国生(非公表)		
	5-2-1-19 【社会情報学部】2022年度実施細目 3年次編入学試験(非公表)		
	5-2-1-20 【医学部医学科】2022年度実施細目 一般選抜前期日程・私費留・帰国生(非公表)		
5-2-1-21 【医学部医学科】2022年度実施細目 学校推薦型(非公表)			
5-2-1-22 【医学部医学科】2022年度実施細目 2年次編入学試験(非公表)			
5-2-1-23 【医学部保健学科】2022年度実施細目 一般選抜前期日程・私費留(非公表)			

5-2-1-24	【医学部保健学科】2022年度実施細目 一般選抜後期日程(非公表)		
5-2-1-25	【医学部保健学科】2022年度実施細目 学校推薦型・帰国生・社会人(非公表)		
5-2-1-26	【医学部保健学科】2022年度実施細目 3年次編入学試験(非公表)		
5-2-1-27	【理工学部】2022年度実施細目 一般選抜前期日程(非公表)		
5-2-1-28	【理工学部】2022年度実施細目 一般選抜後期日程(非公表)		
5-2-1-29	【理工学部】2022年度実施細目 総合型選抜(非公表)		
5-2-1-30	【理工学部】2022年度実施細目 学校推薦型・帰国生(非公表)		
5-2-1-31	【理工学部】2022年度実施細目 私費留(非公表)		
5-2-1-32	【理工学部】2022年度実施細目 3年次編入学試験(非公表)		
5-2-1-33	【教育学研究科】2022年度実施細目(非公表)		
5-2-1-34	【社会情報学研究科】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学夏季(非公表)		
5-2-1-35	【社会情報学研究科】2022年度実施細目 2022年4月入学冬季(非公表)		
5-2-1-36	【医学系研究科生命医科学専攻】2021年度入試運営細目 2021年10月入学(非公表)		
5-2-1-37	【医学系研究科生命医科学専攻】2022年度実施細目 4月入学(非公表)		
5-2-1-38	【医学系研究科生命医科学専攻】2022年度実施細目 第2次募集(非公表)		
5-2-1-39	【医学系研究科医科学専攻】2021年度入試運営細目 2021年10月入学(非公表)		
5-2-1-40	【医学系研究科医科学専攻】2022年度実施細目 4月入学(非公表)		
5-2-1-41	【医学系研究科医科学専攻】2022年度実施細目 第2次募集(非公表)		
5-2-1-42	【保健学研究科博士前期】2022年度実施要項(非公表)		
5-2-1-43	【保健学研究科博士前期】2022年度実施要項 第2次募集(非公表)		
5-2-1-44	【保健学研究科博士後期】2022年度実施要項(非公表)		
5-2-1-45	【理工学府博士前期課程】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学 推薦入試(非公表)		
5-2-1-46	【理工学府博士前期課程】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学 一般・留学生入試(非公表)		
5-2-1-47	【理工学府博士前期課程】2022年度実施細目 4月入学冬季 留学生入試(非公表)		
5-2-1-48	【理工学府博士後期課程】2021年度実施細目 10月入学 留学生入試(非公表)		
5-2-1-49	【理工学府博士後期課程】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学夏季 一般・社会人・留学生入試(非公表)		
5-2-1-50	【理工学府博士後期課程】2022年度実施細目 4月入学冬季 一般・社会人・留学生入試(非公表)		

5-2-1-51 【理工学部博士後期課程】2022年度実施細目 第2次募集 一般・社会人・留学生入試(非公表)		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-52 面接検査における留意事項(非公表)		
5-2-1-14 【共同教育学部】2022年度実施細目 一般選抜・私費外国人留学生(非公表)		再掲
5-2-1-15 【共同教育学部】2022年度実施細目 学校推薦型選抜・帰国生(非公表)		再掲
5-2-1-16 【情報学部】2022年度実施細目 一般選抜前期日程・私費外国人留学生(非公表)		再掲
5-2-1-18 【情報学部】2022年度実施細目 学校推薦型・帰国生(非公表)		再掲
5-2-1-19 【社会情報学部】2022年度実施細目 3年次編入学試験(非公表)		再掲
5-2-1-20 【医学部医学科】2022年度実施細目 一般選抜前期日程・私費留・帰国生(非公表)		再掲
5-2-1-21 【医学部医学科】2022年度実施細目 学校推薦型(非公表)		再掲
5-2-1-22 【医学部医学科】2022年度実施細目 2年次編入学試験(非公表)		再掲
5-2-1-25 【医学部保健学科】2022年度実施細目 学校推薦型・帰国生・社会人(非公表)		再掲
5-2-1-26 【医学部保健学科】2022年度実施細目 3年次編入学試験(非公表)		再掲
5-2-1-28 【理工学部】2022年度実施細目 一般選抜後期日程(非公表)		再掲
5-2-1-29 【理工学部】2022年度実施細目 総合型選抜(非公表)		再掲
5-2-1-30 【理工学部】2022年度実施細目 学校推薦型・帰国生(非公表)		再掲
5-2-1-31 【理工学部】2022年度実施細目 私費留(非公表)		再掲
5-2-1-32 【理工学部】2022年度実施細目 3年次編入学試験(非公表)		再掲
5-2-1-33 【教育学研究科】2022年度実施細目(非公表)		再掲
5-2-1-34 【社会情報学研究科】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学夏季(非公表)		再掲
5-2-1-35 【社会情報学研究科】2022年度実施細目 2022年4月入学冬季(非公表)		再掲
5-2-1-36 【医学系研究科生命医科学専攻】2021年度入試運営細目 2021年10月入学(非公表)		再掲
5-2-1-37 【医学系研究科生命医科学専攻】2022年度実施細目 4月入学(非公表)		再掲
5-2-1-38 【医学系研究科生命医科学専攻】2022年度実施細目 第2次募集(非公表)		再掲
5-2-1-39 【医学系研究科医科学専攻】2021年度入試運営細目 2021年10月入学(非公表)		再掲
5-2-1-40 【医学系研究科医科学専攻】2022年度実施細目 4月入学(非公表)		再掲
5-2-1-41 【医学系研究科医科学専攻】2022年度実施細目 第2次募集(非公表)		再掲
5-2-1-42 【保健学研究科博士前期】2022年度実施要項(非公表)		再掲

	5-2-1-43 【保健学研究科博士前期】2022年度実施要項 第2次募集(非公表)		再掲
	5-2-1-44 【保健学研究科博士後期】2022年度実施要項(非公表)		再掲
	5-2-1-45 【理工学府博士前期課程】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学 推薦入試(非公表)		再掲
	5-2-1-46 【理工学府博士前期課程】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学 一般・留学生入試(非公表)		再掲
	5-2-1-47 【理工学府博士前期課程】2022年度実施細目 4月入学冬季 留学生入試(非公表)		再掲
	5-2-1-48 【理工学府博士後期課程】2021年度実施細目 10月入学 留学生入試(非公表)		再掲
	5-2-1-49 【理工学府博士後期課程】2022年度実施細目 2021年10月入学・2022年4月入学夏季 一般・社会人・留学生入試(非公表)		再掲
	5-2-1-50 【理工学府博士後期課程】2022年度実施細目 4月入学冬季 一般・社会人・留学生入試(非公表)		再掲
	5-2-1-51 【理工学府博士後期課程】2022年度実施細目 第2次募集 一般・社会人・留学生入試(非公表)		再掲
	・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-53 入試の主な変更点(非公表)		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター規程(令和4年3月31日まで)(非公表)	第3条	
	5-2-2-02 群馬大学大学教育・学生支援機構学生受入センター運営委員会内規(令和4年3月31日まで)(非公表)	第2条	
	5-2-2-03 2020年度入学者選抜方法研究報告書(非公表)		
	5-2-2-04 2020年度入学者選抜方法研究報告書ヒアリング後対応(非公表)		
	5-2-2-05 2021年度入学者選抜方法研究報告書(非公表)		
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-03 2020年度入学者選抜方法研究報告書(非公表)	p. 112~113	再掲
	5-2-2-05 2021年度入学者選抜方法研究報告書(非公表)	p. 25	再掲
	【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2			
	認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2			
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-3-1-01 生命医科学専攻入学説明会2021チラシ			
	5-3-1-02 生命医科学専攻入学案内2022			
	5-3-1-03 生命医科学専攻学生募集要項2022（抜粋）			
	5-3-1-04 令和3年度理工学府説明会チラシ			
5-3-1-05 2022年度10月入学大学院理工学府博士後期課程 留学生入試学生募集要項				
5-3-1-06 令和3年度大学院進学を考える講演会チラシ				
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
【医学系研究科生命医科学専攻】 医学系研究科生命医科学専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っており、適正化を図るため以下の取組を実施している。 ・ 入試説明会を開催し、生命医科学専攻の紹介や入試概要の説明等を行っている。（資料5-3-1-01） ・ 社会人でも学べるように2022年度入学者より昼夜開講制度を導入し、周知している。（資料5-3-1-01, 5-3-1-02(p.2,12), 5-3-1-03） ・ 入学案内は理科系の男子学生を意識し、やや機械的な作りの表紙になっていたが、女性にも受け入れやすいと考えられるデザインを採用した。（資料5-3-1-02）				
【理工学府博士後期課程】 理工学府博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っており、適正化を図るため以下の取組を実施している。 ・ 大学院説明会を開催し、博士後期課程の研究指導、支援についての説明を行うとともに、大学院在学学生による説明・講演も行っている。（資料5-3-1-04） ・ 2020年度から、留学生の受験機会増加を目的として、6月に「博士後期課程留学生入試（10月入学用）」を実施している。（資料5-3-1-05） ・ ダイバシティ推進センター主催のセミナーにおいて、女子大学院生や社会で活躍している大学院修了者の体験談などを企画し、大学院進学を促している。（資料5-3-1-06）				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				
入学者数の適正化を図る取組を実施しているが、医学系研究科生命医科学専攻及び理工学府博士後期課程において実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況になっている。				

領域6 基準の判断 総括表

群馬大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	共同教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし
02	情報学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし
03	医学部医学科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構）
04	医学部保健学科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	理工学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	大学教育・学生支援機構	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	該当なし	
07	教育学研究科（教職大学院）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								教職大学院認証評価（教育養成評価機構）
08	社会情報学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
09	医学系研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
10	保健学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）
11	理工学府	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)群馬大学学位授与方針		
	6-1-1-01 (01)共同教育学部学位授与方針		
	2-1-2-39 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の2	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		
	6-2-1-01 (01)共同教育学部教育課程方針		
	2-1-2-39 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の3	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)群馬大学学位授与方針		再掲
	6-1-1-01 (01)共同教育学部学位授与方針		再掲
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		再掲
	6-2-1-01 (01)共同教育学部教育課程方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (01)令和4年度共同教育学部履修手引	p. 8～25, 28	
	2-1-2-39 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の5	再掲
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-02 (01)共同教育学部カリキュラムツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-01 (01)共同教育学部シラバス(非公表)		
	6-3-2-01 (00)シラバス抜粋		
	2-1-2-39 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の4	再掲
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 群馬大学学則	第42条, 第43条	再掲
	6-3-3-01 (01)群馬大学共同教育学部規程	第8条	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (01)令和4年度共同教育学部・教育学部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (01)令和4年度共同教育学部・教育学部学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (01)共同教育学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (01)共同教育学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (01)共同教育学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)2021年度用インターンシップ実習の手引き		
	6-5-3-02 (00)2021年度インターンシップ受入企業・法人・官公庁		
	6-5-3-01 (01)教育実践インターンシップ実施要項		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)群馬大学外国人留学生支援チューター実施要項		
	6-5-4-02 (00)オンラインによるチューター実施の手引き		
	6-5-4-03 (00)2021年前期チューターオリエンテーション資料		
	6-5-4-01 (01)令和3年度共同教育学部チューター配置一覧(非公表)		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)シラバス英語版抜粋		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-05 (00)国立大学法人群馬大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領			
6-5-4-06 (00)群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室設置要項			

6-5-4-07 (00)障害学生サポートルームパンフレット		
6-5-4-08 (00)令和3年度障害学生サポートルーム利用実績		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-09 (00)令和3年度外国人留学生に対して開設している日本語補講クラスの授業実施状況		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-10 (00)障害学生への学習支援の実績（令和3年度JASSO実態調査より抜粋）（非公表）		
6-5-4-11 (00)外国人留学生支援チューターの利用状況（令和3年度）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第39条	再掲
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	2-1-2-39 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の6	再掲
	6-3-1-01 (01)令和4年度共同教育学部履修手引	p. 3	再掲
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01)共同教育学部成績分布表(非公表)		
	2-1-2-40 成績分布の組織的な確認について(非公表)		再掲
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (01)令和3年度第7回共同教育学部教務委員会議事要旨(非公表)		
	1-1-1-12 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議議事要録(非公表)	令和4年5月12日開催 協議事項3	再掲
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-01 (00)GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ		
	6-6-3-03 (01)単位過少学生への指導の報告		
	6-6-3-04 (01)学業優秀者の選出(非公表)		
	6-6-3-05 (01)卓越した学生の選考(非公表)		
	6-6-3-02 (00)群馬大学における卓越した学生に対する授業料免除に関する規程		
	6-6-3-06 (01)教育学部及び教育学研究科における卓越した学生に対する授業料免除の推薦基準		
	6-6-3-03 (00)令和3年度卓越した学生に対する授業料免除実施額		
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
6-3-1-01 (01)令和4年度共同教育学部履修手引	p. 3	再掲	

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01)学生から成績評価について確認の願出があった場合に関する申合せ		
	6-3-1-01 (01)令和4年度共同教育学部履修手引	p. 3	再掲
	6-6-4-02 (01)成績評価確認の手続について (案) (非公表)		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (00)令和3年度成績評価に対する異議申立の内容等		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-02 (00)群馬大学学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-4】 宇都宮大学が開講する科目に対する疑問等がある場合については、令和4年度前期の成績評価確認にあたり、「6-6-4-02_(01)成績評価確認の手続について (案) (非公表)」により、学生に周知する予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲
	6-3-3-01 (01)群馬大学共同教育学部規程	第6条	再掲
	2-1-2-39 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部の教育課程の実施に関する申合せ	第2の5	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲
	6-7-1-01 (00)群馬大学学位規則	第8条	
	1-3-2-01 群馬大学教授会規則	第3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	1-3-2-03 群馬大学共同教育学部教授会規程	第3条	再掲
	1-1-1-12 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部運営会議議事要録(非公表)	令和4年5月12日開催 協議事項4	再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-01 (01)令和4年度共同教育学部履修手引	p. 4	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
共同教育学部については、令和2年4月に設置し、令和5年度に完成年度を迎えるため、卒業の認定に関する分析項目（6-7-4）については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
共同教育学部については、令和2年4月に設置し、令和5年度に完成年度を迎えるため、学習成果に関する分析項目（6-8-1～6-8-5）については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)群馬大学学位授与方針		
	6-1-1-01 (02)情報学部学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		
	6-2-1-01 (02)情報学部教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01 (00)群馬大学学位授与方針		再掲
	6-1-1-01 (02)情報学部学位授与方針		再掲
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		再掲
	6-2-1-01 (02)情報学部教育課程方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (02)令和4年度情報学部履修手引	p. 24, 25~29	
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-02 (02)情報学部カリキュラムツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-01 (02)情報学部シラバス(非公表)		
	6-3-2-01 (00)シラバス抜粋		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 群馬大学学則	第42条, 第43条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、 T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (02)令和4年度情報学部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (02)令和4年度情報学部学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (02)情報学部シラバス(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (02)情報学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (02)情報学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)2021年度用インターンシップ実習の手引き		
	6-5-3-02 (00)2021年度インターンシップ受入企業・法人・官公庁		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)群馬大学外国人留学生支援チューター実施要項		
	6-5-4-02 (00)オンラインによるチューター実施の手引き		
	6-5-4-03 (00)2021年前期チューターオリエンテーション資料		
	6-5-4-01 (02)令和3年度情報学部チューター配置一覧(非公表)		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)シラバス英語版抜粋		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-05 (00)国立大学法人群馬大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領			
6-5-4-06 (00)群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室設置要項			
6-5-4-07 (00)障害学生サポートルームパンフレット			
6-5-4-08 (00)令和3年度障害学生サポートルーム利用実績			

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-09 (00)令和3年度外国人留学生に対して開設している日本語補講クラスの授業実施状況		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-10 (00)障害学生への学習支援の実績（令和3年度JASSO実態調査より抜粋）（非公表）		
	6-5-4-11 (00)外国人留学生支援チューターの利用状況（令和3年度）		
	6-5-4-09 (00)令和3年度外国人留学生に対して開設している日本語補講クラスの授業実施状況		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 1-3-1-01 群馬大学学則	第39条	再掲
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-3-1-01 (02)令和4年度情報学部履修手引	p. 7	再掲
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01 (02)令和3年度前期開講情報学部専門教育科目成績分布表(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02 (02)令和3年度情報学部第8回教務委員会・社会情報学部第11回教務委員会議事要旨(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-01 (00)GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ		
	6-6-3-02 (00)群馬大学における卓越した学生に対する授業料免除に関する規程		
	6-6-3-03 (00)令和3年度卓越した学生に対する授業料免除実施額		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01 (02)情報学部における成績評価確認申請の取扱いについて		
	6-3-1-01 (02)令和4年度情報学部履修手引	p. 7	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-02 (00)群馬大学学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3] 「GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ」に基づき、全学的に①成績不振学生への個別指導、②成績優秀者の表彰の選考、③授業料免除の選考において活用している。①と②について、情報学部は令和3年度に該当者がいなかったため、実施状況に関する資料はない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲
	6-7-1-01 (02)群馬大学情報学部規程	第5条	
	・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲
	6-7-1-01 (00)群馬大学学位規則	第8条	
	1-3-2-01 群馬大学教授会規則	第3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	1-3-2-04 群馬大学情報学部教授会規程	第3条	再掲
	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-01 (02)令和4年度情報学部履修手引	p. 17	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
情報学部については、令和3年4月に設置し、令和6年度に完成年度を迎えるため、卒業の認定に関する分析項目（6-7-4）については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 情報学部については、令和3年4月に設置し、令和6年度に完成年度を迎えるため、学習成果に関する分析項目（6-8-1～6-8-5）については、分析できない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(00)群馬大学学位授与方針		
	6-1-1-01_(04)医学部保健学科学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		
	6-2-1-01 (04)医学部保健学科教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)群馬大学学位授与方針		再掲
	6-1-1-01 (04)医学部保健学科学位授与方針		再掲
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		再掲
	6-2-1-01 (04)医学部保健学科教育課程方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (04)医学部保健学科履修手引	p. 27, 31~38	
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-02 (04)医学部保健学科カリキュラムツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-01 (04)医学部保健学科シラバス(非公表)		
	6-3-2-01 (00)シラバス抜粋		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 群馬大学学則	第42条, 第43条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	・T A ・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (04)令和4年度医学部保健学科学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (04)令和4年度医学部保健学科学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (04)医学部保健学科シラバス(非公表)		再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (04)医学部保健学科シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (04)医学部保健学科シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)2021年度用インターンシップ実習の手引き		
	6-5-3-02 (00)2021年度インターンシップ受入企業・法人・官公庁		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)群馬大学外国人留学生支援チューター実施要項		
	6-5-4-02 (00)オンラインによるチューター実施の手引き		
	6-5-4-03 (00)2021年前期チューターオリエンテーション資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)シラバス英語版抜粋		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-05 (00)国立大学法人群馬大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-06 (00)群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室設置要項		
6-5-4-07 (00)障害学生サポートルームパンフレット			
6-5-4-08 (00)令和3年度障害学生サポートルーム利用実績			
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

	6-5-4-09 (00)令和3年度外国人留学生に対して開設している日本語補講クラスの授業実施状況		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-10 (00)障害学生への学習支援の実績（令和3年度JASSO実態調査より抜粋）（非公表）		
	6-5-4-11 (00)外国人留学生支援チューターの利用状況（令和3年度）		
	6-5-4-09 (00)令和3年度外国人留学生に対して開設している日本語補講クラスの授業実施状況		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 1-3-1-01 群馬大学学則	第39条	再掲	
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-3-1-01 (04)医学部保健学科履修手引	p. 7~8	再掲	
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		再掲	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01 (04)医学部保健学科令和3年度前期成績分布表(非公表)			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02 (04)令和3年度第6回保健学科教育課程専門委員会議事要旨(非公表)			
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-01 (00)GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ			
	6-6-3-03 (04)医学部保健学科成績不振学生への個別指導(令和3年度前期)(非公表)			
	6-6-3-04 (04)医学部保健学科令和3年度学業優秀者の選考(非公表)			
	6-6-3-02 (00)群馬大学における卓越した学生に対する授業料免除に関する規程			
	6-6-3-03 (00)令和3年度卓越した学生に対する授業料免除実施額			
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01 (04)学生からの成績評価確認申請に関する申合せ			
	6-3-1-01 (04)医学部保健学科履修手引	p. 9, 24	再掲	
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-01 (00)令和3年度成績評価に対する異議申立の内容等			
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-02 (00)群馬大学学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲	
	1-3-1-05 群馬大学医学部規程	第4条, 別表第2	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲	
	6-7-1-01 (00)群馬大学学位規則	第8条		
	1-3-2-01 群馬大学教授会規則	第3条	再掲	
	1-3-2-05 群馬大学医学部教授会規程	第3条	再掲	
	1-3-2-06 群馬大学医学部学科会議規程	第2条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-3-1-01 (04)医学部保健学科履修手引	p. 10	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-01 (04)第282回 保健学科会議議事録(非公表)			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (04)令和3年度保健学科国家試験合格状況一覧		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (04)医学部保健学科学校基本調査「卒業後の状況調査票（2-1）及び（2-2）」		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-01 教育方法等改善のための意見聴取実施概要		再掲
	6-8-3-01 (00)令和3年度卒業時アンケート（集計表）		
	6-8-3-02 (00)令和2年度卒業時アンケート（集計表）		
	6-8-3-03 (00)令和元年度卒業時アンケート（集計表）		
	6-8-3-04 (00)平成30年度卒業時アンケート（集計表）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021年度 群馬大学卒業（修了）生インタビュー調査		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)群馬大学卒業生・修了生就職先機関アンケート2021		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-01_(00)群馬大学学位授与方針		
	6-1-1-01_(05)理工学部学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		
	6-2-1-01 (05)理工学部教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)群馬大学学位授与方針		再掲
	6-1-1-01 (05)理工学部学位授与方針		再掲
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		再掲
	6-2-1-01 (05)理工学部教育課程方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (05)理工学部類課程表		
	6-3-1-02 (05)理工学部学科課程表		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-03 (05)理工学部カリキュラムツリー		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-01 (05)理工学部シラバス(非公表)		
	6-3-2-01 (00)シラバス抜粋		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 群馬大学学則	第42条, 第43条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (05)令和4年度理工学部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (05)令和4年度理工学部学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (05)理工学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (05)理工学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (05)理工学部シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		再掲

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)2021年度用インターンシップ実習の手引き		
	6-5-3-02 (00)2021年度インターンシップ受入企業・法人・官公庁		
	6-5-3-01 (05)2021年度理工学部インターンシップ実習の手引き 6-5-3-02 (05)理工学部インターンシップ実習実施状況一覧(非公表)		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)群馬大学外国人留学生支援チューター実施要項		
	6-5-4-02 (00)オンラインによるチューター実施の手引き		
	6-5-4-03 (00)2021年前期チューターオリエンテーション資料		
	6-5-4-01 (05)令和3年度理工学部チューター配置一覧(荒牧)(非公表)		
	6-5-4-02 (05)令和3年度理工学部チューター配置一覧(桐生)(非公表)		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)シラバス英語版抜粋		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
6-5-4-05 (00)国立大学法人群馬大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領			

	6-5-4-06 (00)群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室設置要項		
	6-5-4-07 (00)障害学生サポートルームパンフレット		
	6-5-4-08 (00)令和3年度障害学生サポートルーム利用実績		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-09 (00)令和3年度外国人留学生に対して開設している日本語補講クラスの授業実施状況		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (05)令和3年度先輩学生による学習支援実績表		
	6-5-4-04 (05)令和3年度障害学生支援実績（理工学部）		
	6-5-4-10 (00)障害学生への学習支援の実績（令和3年度JASSO実態調査より抜粋）（非公表）		
	6-5-4-11 (00)外国人留学生支援チューターの利用状況（令和3年度）		
	6-5-4-09 (00)令和3年度外国人留学生に対して開設している日本語補講クラスの授業実施状況		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考		
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 1-3-1-01 群馬大学学則	第39条	再掲	
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準			
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01 (05)令和4年度理工学部学修案内	p. 16		
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		再掲	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01 (05)理工学部成績分布表(非公表)			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02 (05)令和3年度第1回理工学部評価委員会議事録(非公表)			
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-01 (00)GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ			
	6-6-3-03 (05)GPAを利用した修学指導			
	6-6-3-04 (05)履修登録上限単位数における成績優秀者の取り扱いについて			
	6-6-3-05 (05)群馬大学理工部GFL奨励賞表彰要項			
	6-6-3-02 (00)群馬大学における卓越した学生に対する授業料免除に関する規程			
	6-6-3-06 (05)群馬大学理工学部及び理工学府における卓越した学生に対する授業料免除に関する申合せ			
	6-6-3-03 (00)令和3年度卓越した学生に対する授業料免除実施額			
	6-6-3-07 (05)群馬大学理工学部早期卒業に関する内規			
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
	[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01 (05)成績評価確認申請に関する申合せ		
6-6-2-01 (05)令和4年度理工学部学修案内		p. 16	再掲	
・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-01 (00)令和3年度成績評価に対する異議申立ての内容等				

・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-02 (00)群馬大学学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [分析項目6-6-3] 成績分布表の確認については、客観的に確認を行うために評価委員会で実施している。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
【改善を要する事項】		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲
	6-7-1-01 (05)群馬大学理工学部規程	第3条	
	・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 群馬大学学則	第20条, 第51条, 第52条	再掲
	6-7-1-01 (00)群馬大学学位規則	第8条	
	1-3-2-01 群馬大学教授会規則	第3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	1-3-2-07 群馬大学理工学部教授会規程	第3条	再掲
	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-6-2-01 (05)令和4年度理工学部学修案内	p. 12, 42, 77	再掲
	・ 教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (05)理工学部教授会記録(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (05)理工学部学校基本調査「卒業後の状況調査票（2-1）及び（2-2）」		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-01 教育方法等改善のための意見聴取実施概要		再掲
	6-8-3-01 (00)令和3年度卒業時アンケート（集計表）		
	6-8-3-02 (00)令和2年度卒業時アンケート（集計表）		
	6-8-3-03 (00)令和元年度卒業時アンケート（集計表）		
	6-8-3-04 (00)平成30年度卒業時アンケート（集計表）		
	6-8-3-05 (00)平成29年度卒業時アンケート（集計表）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (00)2021年度 群馬大学卒業（修了）生インタビュー調査		
	6-8-4-01 (05)令和3年度教育改善のための卒業生アンケート（アンケート項目）		
	6-8-4-02 (05)平成28年度教育改善のための卒業生アンケート（報告書）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)群馬大学卒業生・修了生就職先機関アンケート2021		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-4] 理工学部では5年毎に卒業生アンケートを実施している。令和3年度のアンケートについては、令和4年度中にアンケートを集計し、報告書を作成予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針 6-1-1-01_(00)群馬大学学位授与方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-1-1] 教養教育科目は、全学的な学位授与方針と関連している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01 (00)群馬大学学位授与方針		再掲
	6-2-1-01 (00)群馬大学教育課程方針		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (06)令和4年度教養教育履修手引	p. 7~17	
	6-3-1-02 (06)令和4年度授業案内		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01 (06)令和4年度教養教育履修手引	p. 2~5	再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-01 (06)教養教育シラバス(非公表)		
	6-3-2-01 (00)シラバス抜粋		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 群馬大学学則	第42条, 第43条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (06)令和4年度教養教育学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (06)令和4年度教養教育学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (06)教養教育シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (06)教養教育シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (06)教養教育シラバス(非公表)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (00)シラバス英語版抜粋		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-05 (00)国立大学法人群馬大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	6-5-4-06 (00)群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室設置要項		
	6-5-4-07 (00)障害学生サポートルームパンフレット		
	6-5-4-08 (00)令和3年度障害学生サポートルーム利用実績		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 1-3-1-01 群馬大学学則	第39条	再掲
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-3-1-01 (06)令和4年度教養教育履修手引	p. 23	再掲
	6-6-1-01 (00)群馬大学成績評価基準		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01 (06)成績分布表(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02 (06)令和3年度 大学教育・学生支援機構 教育アセスメント委員会(第2回) 議事要旨(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-01 (00)GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ		
	6-6-3-02 (00)群馬大学における卓越した学生に対する授業料免除に関する規程		
	6-6-3-03 (00)令和3年度卓越した学生に対する授業料免除実施額		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-3-1-01 (06)令和4年度教養教育履修手引	p. 27	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-01 (00)令和3年度成績評価に対する異議申立ての内容等		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-02 (00)群馬大学学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3] 成績分布表の確認については、客観的に確認を行うためにアセスメント委員会で実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：教職大学院認証評価（教員養成評価機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			